特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
19	子ども・子育て支援に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鉾田市長

公表日

令和7年1月31日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法等関連法に則り、保育所等に入所する支給認定者の管理、利用者負担額の徴収、給付費の支給等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認、入所選考、入所決定、入所承諾 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会
③システムの名称	保育認定システム,保育料認定システム,個人住民税システム,宛名管理システム,住民基本台帳ネットワークシステム,中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)
2. 特定個人情報ファイル	ž
1. 児童台帳情報ファイル 2.	家族台帳情報ファイル 3. 宛名情報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表 第9、127の項
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 155の項 【情報提供の根拠】 なし
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	福祉事務所子ども家庭課
②所属長の役職名	子ども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
総務省, 地方公共団体情報シ	ステム機構
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	鉾田市総務部総務課 茨城県鉾田市鉾田1444番地1 0291-33-2111
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	鉾田市福祉事務所子ども家庭課 茨城県鉾田市鉾田1444番地1 0291-33-2111
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数				
評価対象の引	事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和	15年12月1日 時点		
2. 取扱者	数				
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満
	いつ時点の計数か	令和	15年12月1日 時点		
3. 重大事	故				
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類		
	項目評価書] ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
210 CO.00°			
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワークシステ	ムを通じた	-入手を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワーク	システムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・	消去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	入力作業の際は、必ず入力	者以外の者だ	が確認するようにし、入力ミスが発生しない体制を執っている。

9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部	監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	1	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	1]全項目評価又は重点項目評価	を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3)権限のない者によって4)委託先における不正な5)不正な提供・移転が行6)情報提供ネットワーク	れるリスクへの対 事務に必要のない で不正に使用されな は使用等のリスクへの うわれるリスクへの システムを通じて システムを通じて い・滅失・毀損リス	策 い情報との紐付けが行われるリスクへの るリスクへの対策 への対策 O対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通 目的外の入手が行われるリスクへの対策	じた提供を除く。)
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報に係る照会事務 りすまし等による不正使用を防		ステムの利用に当たり静脈認証を要求す	けることにより、な

変更箇所

<u> </u>	* 1				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月15日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第8項	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項 別表第一 第8,94項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第8条,第68条	事後	
平成28年9月15日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第13項	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二(第13, 16, 116項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条 【情報提供の根拠】	事後	
平成29年9月1日	1. 特定個人情報ファイルを取		②入所要件の確認、入所選考、入所決定、入所承諾 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会 申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。	事前	
平成29年9月1日	り扱う事務 ③システムの名称	保育認定システム,保育料認定システム,個人住民税システム,宛名管理システム,住民基本台帳ネットワークシステム,中間サーバー	保育認定システム,保育料認定システム,個人 住民税システム,宛名管理システム,住民基本 台帳ネットワークシステム,中間サーバー、サー ビス検索・電子申請機能(マイナポータル)	事前	
平成29年9月1日	5. 評価実施機関における担 当部署	子ども家庭課長 石﨑 逸代	子ども家庭課長 鈴木 真理	事後	
令和3年3月15日	5. 評価実施機関における担 当部署	子ども家庭課長 鈴木 真理	子ども家庭課長	事後	
令和3年9月1日		【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二(第13, 16, 116項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条 【情報提供の根拠】	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二(第13, 16, 116項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条 【情報提供の根拠】	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月12日	I 1. 対象人数	令和3年3月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和5年12月12日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項 別表第一 第8,94項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第8条,第68条	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項 別表 第9、127の項	事後	
令和7年1月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	116項)	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 155の項 【情報提供の根拠】 なし	事後	
	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年1月31日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		・十分である 入力作業の際は、必ず入力者以外の者が確認 するようにし、入力ミスが発生しない体制を執っている。	事後	
令和7年1月31日	N リスク対策 10. 従事者に対する教育・啓 発	特に力を入れている	十分に行っている	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策		・最も優先度が高いと考えられる対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ・当該対策は十分か【再掲】 十分である ・判断の根拠 特定個人情報に係る照会事務については、システムの利用に当たり静脈認証を要求することにより、なりすまし等による不正使用を防止している。	事後	